

兵庫県公報

平成31年 4月26日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 篠山市の名称変更に伴う関係告示の整理等に関する規程（文書課）	1

告 示

兵庫県告示第496号

篠山市の名称の変更に伴う関係告示の整理等に関する規程を次のとおり定め、令和元年5月1日から施行する。

平成31年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

篠山市の名称の変更に伴う関係告示の整理等に関する規程

第1条 次に掲げる告示の規定中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

- (1) 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）1の表市名の欄及び2の表市名の欄
- (2) 昭和46年兵庫県告示第206号（農業振興地域の指定）本文
- (3) 昭和46年兵庫県告示第1824号（農業振興地域の指定）本文
- (4) 昭和48年兵庫県告示第240号（農業振興地域の指定）本文
- (5) 平成21年兵庫県告示第1105号（鳥獣保護区の指定）表波々伯部鳥獣保護区の項
- (6) 平成24年兵庫県告示第1396号（鳥獣保護区の指定）表ツバ市ダム鳥獣保護区の項、矢代鳥獣保護区の項及び川代鳥獣保護区の項
- (7) 平成28年兵庫県告示第916号（鳥獣保護区の指定）表王地山鳥獣保護区の項
- (8) 平成29年兵庫県告示第940号（鳥獣保護区の指定）表堂山鳥獣保護区の項
- (9) 平成30年兵庫県告示第923号（鳥獣保護区の指定）表御嶽山鳥獣保護区の項
- (10) 平成21年兵庫県告示第1107号（特定猟具使用禁止区域の指定）表区域の欄
- (11) 平成24年兵庫県告示第1399号（特定猟具使用禁止区域の指定）表柏原・大野特定猟具使用禁止区域の項
- (12) 平成26年兵庫県告示第947号（特定猟具使用禁止区域の指定）表区域の欄
- (13) 平成30年兵庫県告示第925号（特定猟具使用禁止区域の指定）表三田特定猟具使用禁止区域の項、黒石ダム特定猟具使用禁止区域の項及び今田南部特定猟具使用禁止区域の項
- (14) 平成11年兵庫県告示第567号（音響機器の使用時間を制限する区域の指定）1
- (15) 平成30年兵庫県告示第414号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）1
- (16) 平成25年兵庫県告示第313号の2（重要調整池の設置に関する技術的基準）1(4)表1-1A2の項
- (17) 平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）表指定の区域の欄
- (18) 昭和48年兵庫県告示第1048号（県道の路線の認定）表3の項及び4の項
- (19) 昭和49年兵庫県告示第2171号（県道の路線の認定）表2の項から4の項まで
- (20) 昭和52年兵庫県告示第2247号（県道の路線変更）表1の款
- (21) 平成6年兵庫県告示第586号の11（県道の区域の決定及び供用開始）94の項
- (22) 平成6年兵庫県告示第1370号（緑豊かな環境形成地域の指定）2
- (23) 平成15年兵庫県告示第1154号（環境形成区域の指定）1及び2(2)
- (24) 平成18年兵庫県告示第418号の35（景観形成重要建造物の指定）第1次指定の表西尾家住宅の項
- (25) 平成21年兵庫県告示第419号（景観形成重要建造物等の指定）第4次指定の表中立舎の項
- (26) 平成27年兵庫県告示第218号（景観形成重要建造物等の指定）第8次指定の表八上小学校の項
- (27) 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）表所管する区域の欄

- (28) 昭和59年兵庫県告示第1267号（建築基準法に基づく区域の指定）1(2)
- (29) 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）表収入証紙売りさばき所の欄
- 第2条 昭和45年兵庫県告示第1639号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 1の表西岡屋の項及び河原町の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表市町の欄中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第3条 昭和47年兵庫県告示第192号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 本則の表東岡屋の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表市町の欄中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第4条 昭和48年兵庫県告示第2114号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 本則の表上河原町の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表一力の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表上河原町及び一力の項中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第5条 昭和49年兵庫県告示第266号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 本則の表西阪本の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表西阪本の項中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第6条 昭和54年兵庫県告示第524号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 本則の表西木之部の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表西木之部の項中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第7条 昭和55年兵庫県告示第733号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 本則の表牛ヶ瀬の項中「篠山」を「丹波篠山市」に改める。
- （別記）の表牛ヶ瀬の項中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第8条 平成15年兵庫県告示第951号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 1の表中の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。
- 2の表中の項中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第9条 平成19年兵庫県告示第674号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第10条 平成20年兵庫県告示第1141号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第11条 平成21年兵庫県告示第302号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第12条 平成21年兵庫県告示第303号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第13条 平成22年兵庫県告示第50号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第14条 平成22年兵庫県告示第51号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第15条 平成22年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第16条 平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。
- 第17条 平成29年兵庫県告示第368号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。
- 表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。

所」に改める。

第18条 平成29年兵庫県告示第378号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。

第19条 平成30年兵庫県告示第618号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。

第20条 平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

表指定の区域の欄中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表括弧書中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。

第21条 次に掲げる告示の規定中「巒三柵」を「宍巒三柵」に改める。

- (1) 昭和29年兵庫県告示第639号（県道路線認定について）29の項
- (2) 昭和34年兵庫県告示第692号（道路法の規定による県道の路線の認定）表69の項、114の項、115の項、117の項、152の項、154の項、156の項、198の項から200の項まで、311の項、314の項、322の項、323の項、325の項から328の項まで、330の項及び333の項
- (3) 昭和34年兵庫県告示第897号（県道の路線の認定）表112の項及び113の項
- (4) 昭和41年兵庫県告示第150号（県道路線認定に関する告示）表299の項及び309の項
- (5) 昭和42年兵庫県告示第213号（県道路線認定に関する告示）表483の項
- (6) 昭和42年兵庫県告示第215号（県道路線変更に関する告示）表298の項

第22条 平成11年兵庫県告示第477号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく整備計画の認定）の一部を次のように改正する。

4中「兵庫県都市住宅部建築指導課、柏原土木事務所建築課及び多紀郡丹南町企画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び丹波篠山市役所」に改める。

第23条 平成14年兵庫県告示第1364号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく整備計画の認定）の一部を次のように改正する。

4中「兵庫県県土整備部まちづくり局開発指導室、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市政策部企画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び丹波篠山市役所」に改める。

第24条 平成16年兵庫県告示第1324号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく整備計画の認定）の一部を次のように改正する。

4中「兵庫県県土整備部まちづくり局開発指導室及び丹波県民局県土整備部まちづくり課並びに篠山市政策部開発指導課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び丹波篠山市役所」に改める。

第25条 次に掲げる告示の規定中「篠山市役所」を「丹波篠山市役所」に改める。

- (1) 平成21年兵庫県告示第422号（篠山市味間奥地区整備計画の認定）4
- (2) 平成25年兵庫県告示第453号（篠山市国道176号沿道地区整備計画の認定）4
- (3) 平成27年兵庫県告示第291号（篠山市東岡屋地区整備計画の認定）4
- (4) 平成27年兵庫県告示第292号（篠山市城下町北地区整備計画の認定）4
- (5) 平成27年兵庫県告示第867号（篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画の認定）4

第26条 平成16年兵庫県告示第111号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正する。

表中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。